（施工技術検定規則の一部改正）

第二条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験の科目及び基準） **第一条**　（略） ２　建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。 （令第三十五条第一項ただし書の種目及び級） **第一条の二**　令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。 （令第三十六条の学科） **第二条**　令第三十六条第一項第一号及び第二項並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。 （表　略） （受検申請） **第四条**　技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。 一　令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類） 二　国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号又は第二項第一号ロ(5)若しくは第二号ロ(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類（実務経験を証する書類を除く。） 三　実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類） 四　国土交通大臣が令第三十七条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面 五　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真 ２　（略）	（試験の科目及び基準） **第一条**　（略） ２　建設業法施行令（以下「令」という。）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。 （令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級） **第一条の二**　令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。 （令第二十七条の五の学科） **第二条**　令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。 （表　略） （受検申請） **第四条**　技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。 一　令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類） 二　国土交通大臣が令第二十七条の五第一項第四号又は第二項第一号ロ(5)若しくは第二号ロ(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類（実務経験を証する書類を除く。） 三　実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類） 四　国土交通大臣が令第二十七条の六の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面 五　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真 ２　（略）